

射水市告示第 2 0 6 号

法人市民税の申告等の期限の指定について

射水市市税条例（平成 1 7 年射水市条例第 7 8 号）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定により、法人市民税の申告等の期限の延長について（令和 6 年射水市告示第 1 1 号）において別途告示で定める期限のうち、次の指定地域に主たる事務所又は事業所を有する者に係るもので、その期限が令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 7 月 3 0 日までの間に到来するものについては、令和 6 年 7 月 3 1 日とする。

令和 6 年 7 月 1 6 日

射水市長 夏 野 元 志



指定地域	
都道府県名	地域
富山県	全域
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、 能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北 郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町